

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和5年12月策定

佐 賀 県

目 次

第1 基本的な考え方	3
第2 普及指導活動の課題と方法に関する基本的事項	3
1 基本的な課題	3
2 活動方法に関する基本的事項	7
第3 普及指導員の配置に関する基本的事項	11
1 普及指導員の配置	11
2 専門技術員の配置	12
第4 普及指導員の資質の向上に関する基本的事項	12
第5 農業振興センター等の運営	13
1 農業振興センターの運営	13
2 農業技術防除センター専門技術部の運営	13
第6 農業大学校における研修教育の充実強化	13
1 農業大学校における学生に対する研修教育	13
2 就農支援の強化	14
3 新規就農者及び青年農業者等に対する研修の実施	14
4 農業高校等との連携	14
5 研修教育の評価	14
第7 その他協同農業普及事業の運営に関する事項	14
1 行政施策の活用	14
2 農業改良普及推進協議会	15
3 農業に関する教育への協力	15

第1 基本的な考え方

食料・農業・農村を取り巻く情勢は、少子高齢化による生産年齢人口の減少に伴う労働力不足や農業分野での外国人材の受け入れの増加、AI・IoTの技術革新の進展、社会構造やライフスタイルの変化を反映した消費者のニーズの多様化国際情勢の変化等に伴う生産資材の価格高騰など大きく変化している。また、本県の農業・農村は、農業従事者の高齢化による担い手の減少、生産資材価格が高騰する中で農産物が生産コストの上昇を反映できていないことに加え、相次ぐ気象災害など厳しさを増している。

このような状況に対処するため、県では農産物や農業・農村の磨き上げに取り組むことにより、農業の担い手が夢と希望を持って働き、特に所得向上については、高い収益が見込まれる園芸農業の推進が重要であり、生産者をはじめとして関係者が一丸となって「さが園芸 888 運動」に取り組み、それぞれの地域が人・農地などの資源を活かし、活力ある農村になっていることを目指し、2023 年8月に「佐賀県『食』と『農』の振興計画 2023（以下、「振興計画」という）」を策定したところである。

本県の協同農業普及事業は、この振興計画や国の「食料・農業・農村基本計画」の実現に向け、直接農業者に接し、支援を行う普及指導員が

- ・稼ぐ農業経営体の創出に向けた磨き上げ
- ・次世代の担い手の確保・育成
- ・活力ある農村の実現

などの施策の展開に資するよう普及活動に取り組む。

特に、緊急的かつ早急に解決すべき課題については、県重点プロジェクト課題を設定し課題解決に取り組む。

また、普及事業の高度化・効率化を図るため地域農業振興センター（以下、「振興センター」という）は、新技術等の開発を行う試験研究機関、青年農業者等の養成を行う農業大学校との一体的な取組を充実強化する。

第2 普及指導活動の課題と方法に関する基本的事項

1 基本的な課題

(1) 稼ぐ農業経営体の創出に向けた磨き上げ

ア 佐賀の強みを活かした収益性の高い農産物づくり

消費者や実需者に選ばれる農産物づくりをするために生産・流通面で支援をする必要がある。

【具体的な取組】

- ・園芸団地の整備による新規就農者の受け皿づくりや担い手の規模拡大の推進
- ・たまねぎ、れんこん、ブロッコリー等主要品目における既存農家の規模拡大の推進
- ・加工・業務用野菜の生産拡大と農業者とのマッチングの推進
- ・水田等平坦地での果樹園地の拡大
- ・花き担い手の規模拡大や露地花きの新たな産地づくり
- ・収益性の高い茶業経営の推進や「うれしの茶」の需要拡大

- ・肉用牛の繁殖基盤の強化
- ・消費者や販売・加工業者等から選ばれる米・麦・大豆の安定生産の取組強化

イ スマート農業の推進や新品種、新技術の活用・普及

労働力不足や更なる生産性向上に対応できるスマート農業技術の開発が進んでいるが、その普及に向けては、現地の状況を踏まえた技術体系の検討、実証、さらには費用対効果を検証する必要がある。

【具体的な取組】

- ・ロボットや ICT 等の先進技術を活用したスマート農業の推進
- ・「いちごさん」や「にじゅうまる」などに適した栽培技術の確立と普及
- ・ドローンを活用した省力化防除技術及びセンシング技術の現地普及に向けた支援
- ・統合環境制御など最先端技術の普及推進
- ・AI 等を活用した肉用牛の発情検知や分娩予測技術の開発

ウ 農村地域の資源を生かした経営の多角化・企業の促進

農村ビジネスに取り組む農業者の更なる掘り起しや稼げる農村ビジネス実践者の育成を図る必要がある。また、社会構造や人々のライフスタイルの変化、消費者の多様なニーズに応じた農村ビジネスの磨き上げが必要である。

【具体的な取組】

- ・農村ビジネスの推進による経営力の強化
- ・クリエイター等と連携した農村ビジネスの成功事例の創出
- ・農村ビジネス実践者の育成

エ 県産農産物のブランド力の向上と販路の拡大

国内外の厳しい産地間競争で勝ち残っていくために、更に認知度を高めブランド力に磨きをかけていく必要がある。また、農家の輸出に対する関心を高めるとともに、輸出への取組を拡大していく必要がある。

【具体的な取組】

- ・「いちごさん」や「にじゅうまる」など重点品目の戦略的な商品づくりと販路拡大
- ・国内大都市圏等での販路拡大
- ・生産者の輸出意欲の向上と専門機関による輸出支援の強化

オ 持続可能で安全、安心な農産物づくり

県産農産物に対する消費者の信頼を一層高めていくためには、安全・安心な農産物の生産に引き続き取り組む必要がある。

【具体的な取組】

- ・農薬等の適正使用とGAPの取組拡大
- ・環境保全型農業の取組推進
- ・堆肥利活用の推進

カ 多様な雇用人材の確保

人口減少に伴う農作業における労働力不足を解消するため、労働力を確保・調整する仕組みづくりを行う必要がある。

【具体的な取組】

- ・地域の潜在労働力の掘起こし
- ・農福連携の取組拡充
- ・地域や産地に応じた農業労働力確保の仕組みづくり
- ・働き方や雇用に対する農業者のスキルアップ

(2) 次世代の担い手の確保・育成

ア 意欲ある新規就農者の確保

他産業との人材獲得競争の中で、本県農業の魅力や就農に関する情報を広く発信していく必要がある。また、将来にわたって、佐賀県農業を支える担い手を確保・育成していく必要がある。

【具体的な取組】

- ・県内で活躍する若手農家を取り上げた動画コンテンツの制作等、SNS やメディア等を活用した本県農業の魅力発信
- ・新規就農啓発セミナーや就農相談会の開催、移住就農フェア等への出展による首都圏の就農希望者の呼び込み
- ・生産部会等における「トレーナー制」の導入推進や研修会の開催等によるトレーナーの育成
- ・「ミニトレーニングファーム」に取り組む地域や品目、生産部会等の拡大推進
- ・「トレーニングファーム」の運営体制の強化
- ・中古ハウス等の資産継承システムの構築による就農支援
- ・就農後の経営発展に向けたスキルアップ研修の開催やスタディグループ（自主勉強会）の設置

イ 経営力のある担い手の育成や女性農業者の活躍推進

集落営農組織の法人化を進めていくとともに、法人化した集落営農組織が継続的かつ安定的な経営体として発展していく必要がある。また、将来にわたって本県農業をリードするような担い手の経営力の強化や、地域の重要な担い手として女性農業者の一層の活躍を推進する必要がある。

【具体的な取組】

- ・集落営農組織の法人化や協業経営方式への転換等による経営発展の推進
- ・高い経営力を持つ農業経営体の育成
- ・女性農業者の新たな学びや交流の場の創出による活躍推進

ウ 企業・法人の農業参入の推進

担い手にしっかりと農地をつないでいけるよう、地域農業の将来ビジョンの検討やまとまった農地の確保を進めるとともに、企業や法人の農業参入・規模拡大に対する地域の理解醸成を図っていく必要がある。また、農業参入や規模拡大を目指す企業・法人への情報発信を行い、新たな担

い手として確保していく必要がある。

【具体的な取組】

- ・地域外からの参入も意識した地域農業の将来ビジョンづくりの推進
- ・農業参入フェアでの企業へのアプローチや県内企業への訪問等による、農業参入や規模拡大の推進
- ・企業や法人のニーズに合わせた農地の確保

エ 優良農地の確保・集約

優良な農地については、新規就農者や認定農業者、集落営農法人、また、企業や農業法人などに集約を図り、より効率的な生産体制を構築していく必要がある。また、中山間地域では、優良農地のゾーニング、担い手への集約を進める必要がある。

【具体的な取組】

- ・トレーニングファーム修了生等が入植する園芸団地用の農地集約の推進
- ・「地域計画」づくりを通じた市町や農業委員会、農協等との連携による担い手への優良農地の確保・集約の推進
- ・中山間地域における農作業受託組織等の育成

(3) 活力ある農村の実現

ア 食や農業・農村に対する理解促進とイメージアップ

農業・農村の魅力アップを目指し、食や農に関する県民の理解醸成を図るとともに、県内での農産物の消費を促し、地域活性化にもつながる地産地消の取組をさらに浸透させていく必要がある。

【具体的な取組】

- ・佐賀の農業や農村に関する情報発信やPRの推進
- ・食や農業・農村に関する理解醸成活動の推進
- ・県産農産物の地産地消の推進
- ・都市と農村の交流の推進

イ 中山間地域農業対策の推進

中山間地域農業の発展のため、農業所得の向上に向けた取組の強化が必要である。また、将来にわたって守るべき農地や、多様な農地利用についての話し合いを集落で進めるとともに、農地や農作業の受け皿となる組織づくりを進める必要がある。

【具体的な取組】

- ・露地野菜の作付推進や果樹農業を担う経営者への優良園地の集積による園芸産地の育成
- ・農地や農作業の受け皿となる農作業受託組織や集落営農組織など農業生産を維持するための体制づくり

ウ 有害鳥獣被害対策の推進

- ・有害鳥獣による農作物被害を減らすため、鳥獣の種類や被害状況等に応じ、集落や部会など

で地域を挙げて「棲み分け対策」と「侵入防止対策」、「捕獲対策」に取り組む必要がある。

【具体的な取組】

- ・市町や農協、関係課等と連携した集落への地域ぐるみでの取組促進や生産部会への対策推進の働きかけ
- ・集落周辺の農作物残渣等の除去や藪の解消など、有害鳥獣を集落に近づけない取組の推進（棲み分け対策）
- ・地域ぐるみでのワイヤーメッシュ柵等の整備の推進（侵入防止対策）
- ・箱わなやくくりわなによる加害個体の捕獲、捕獲後の処理負担軽減やジビエなど有効利用に向けた取組の推進（捕獲対策）

エ 快適で安全・安心な農村づくり

農村地域の景観維持や防災機能の保全のため、農地等の地域資源を地域ぐるみで管理する必要がある。

【具体的な取組】

- ・畦畔管理の省力化など多面的機能支払制度等を活用した集落活動の活性化支援
- ・耕作放棄地の発生防止や再生利用による優良農地の確保

(4) 気象災害等への対応

近年、豪雨による農作物被害を始めとした気象災害等の農業生産への影響が著しいことから、備えの強化と営農再開に向けた取組を支援する必要がある。

【具体的な取組】

- ・気象災害に対応した技術情報の発信と事前・事後対策の確実な実施の推進
- ・災害に強い施設整備の推進
- ・被災後の営農再開に向けた取組の支援

2 活動方法に関する基本的事項

(1) 重点化すべき課題に対応した取組の推進方向

振興計画に定められた施策の重点項目を展開するための効率的・効果的な普及指導活動の推進方向については以下の通りとする。

ア 次世代の農業を担う農業経営体の確保・育成

新規就農者が地域に定着し、経営発展することにより、次世代の新規就農者の模範や指導者としての役割を担うことで、新たな新規就農者を呼び込むといった好循環を目指す。

イ 担い手への農地集積・集約

農作業の効率化による担い手の経営発展や地域農業の持続的発展のため、市町や農業委員会、農協、農業公社等と連携し、優良農地のゾーニングや農地中間管理事業を活用したまとまった農地の確保などにより、担い手への農地の集積・集約を進めるとともに、生産性向上のため農地の

大区画化に向けた取組等を推進する。また、優良園地や畑地を集積・集約し農業水利施設の維持管理の効率化を推進する。

ウ 園芸団地の整備・拡大

産地の拡大・発展に向けて、地域内外からの新規就農者の受け皿だけでなく、一括発注による施設整備費の低減などのメリットがある園芸団地の県内各地への整備を推進する。

エ たまねぎの生産拡大

本県の主要品目であるたまねぎの生産拡大に向けて、需要に応じた高品質なたまねぎの安定生産、集荷の省力化体制の整備や大規模農家育成、労働力補完の仕組みづくりを推進する。

オ 平坦地での果樹園地の拡大

果樹産地の拡大に向けて、地域での話し合いによる園地の流動化を進めることで、果樹団地や担い手に継承する園地を確保するとともに、水田等の平坦な圃場での果樹園地の整備や、高品質果実生産及び省力化が図れるみかん根域制限栽培を推進する。

カ 「佐賀牛」の生産基盤の強化と輸出の拡大

肥育素牛の県内自給率を向上することで、「佐賀牛」の生産基盤を強化するとともに、輸出に対応した佐賀県高性能食肉センター「KAKEHASHI」の稼働を契機として、「佐賀生まれ、佐賀育ちの佐賀牛」の一層の輸出拡大を推進する。

キ 水田農業を担う生産組織の強化

水田農業を担う生産組織については、個人主体の営農体制から、構成員の協業による営農体制への転換を推進する。また、協業経営の基礎となる、農地の集積・集約や作付の団地化、機械等の共同利用、さらに集落等の多様な人材を活かした組織運営や経営の多角化により、持続的で安定的な経営への転換を推進する。

ク 多様な雇用人材の確保に向けた体制の強化

農業分野における人手不足の解消のため、農業労働力確保に関する支援体制の強化や、地域の潜在労働力の発掘、農福連携など新たな雇用人材の活用に取り組み、多様な農業労働力確保の仕組みづくりを推進する。

ケ 良質な堆肥の利活用の推進

国において、「みどりの食料システム戦略」が策定される中、家畜排せつ物由来の堆肥を活用した資源循環型の営農体系への転換を進めるため、良質な堆肥の生産拡大と耕種農家での利活用により、県内での良質堆肥の利用の拡大を推進する。

コ 中山間地域農業の発展に向けた取組の強化

中山間地域の集落や産地が主体的に行う「農業所得の向上」「農業・農地の維持」「地域の活

性化」に向けた取組を支援し、未来につなぐ、農業による元気な中山間地域づくりを推進する。

サ 「プロジェクト IF」の推進～災害に強い農業・農村づくり～

老朽化等により排水機能が低下したクレークやため池などの整備や、農業水利施設の治水的な活用を推進し、災害に強い農業・農村づくりを目指します。また、浸水想定エリアにおける農業用機械の避難場所の確保や保険加入を推進する。

(2) 普及指導活動の効果的かつ効率的な実施

ア 農業者に対する支援の充実・強化

普及指導員の本来職務である直接農業者に接して行う普及指導活動に要する時間が十分に確保されるよう留意する。農業者に接する際には、関連する施策情報を含めて情報提供を行うよう努めるものとする。また、携帯端末機器等の現地活動への携行による即時の情報提供等、ICTを活用し、普及指導活動の充実・強化及び効率化を図る。

イ 公的機関が担うべき分野における取組の強化

公的機関が担うべき分野に係るものとして、地域農業で求められる技術革新の推進、地域の合意形成、新規就農者の確保・育成、自然災害への対応等、生産現場から求められている活動を現場の実情を踏まえて強化する。

さらに、地域農業の発展に向けて、課題解決のためのビジョンを持ち、市町、地域の農業団体及び民間企業等をコーディネートする役割を果たすよう努める。

ウ 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

先進的な農業者等とのパートナーシップを構築し、それらの農業者等が有する優れた技術等をその知的財産の保護にも留意しながら活用する。また、それらの農業者等と連携して、新規就農者の育成支援や地域営農モデルづくり等、農業・農村の振興に努める。

エ 試験研究機関・民間企業等との連携強化

試験研究機関と連携し、実用性の高い技術が開発されるための役割を果たすとともに、得られた成果により地域の課題解決を図る。普及指導員は、試験研究機関との連携強化に当たって、以下の項目に取り組むものとする。

- (ア) 日頃から現場課題、技術の改善すべき点、ニーズの把握等に努め、これらを踏まえ、より実用性の高い技術の開発に向け、試験研究機関に対して積極的に情報提供し、意見交換に努める。
- (イ) 試験研究機関が生産現場での実証試験や農業者に対する技術指導を行う際には、積極的に参画し、最新の技術動向等についての知見を得るとともに、当該現場実証等の効果的な推進やその成果の普及に寄与するものとする。
- (ウ) 試験研究機関等が開催する各種セミナー等への参加、国や他の都道府県の試験研究機関との交流を深めること等により、研究開発の動向や最新の技術動向等についての知見を得

るよう努める。

オ 都道府県間の連携等

広域的な課題に対して、都道府県横断的な検討・解決が図られるよう、専門技術員（国の「協同農業普及事業の運営に関する指針」に記載されている「農業革新支援専門員」の役割を担う者）は、都道府県間の情報の共有及び技術協力を努める。

カ 普及指導基本計画と普及指導年度計画の策定と評価

振興センターは、管内における普及指導活動を計画的かつ重点的に行うため、実施方針及びさが園芸 888 運動の推進支部 888 計画に即し、管内の農業・農村の現状、農政推進上の課題、農業者のニーズ等を踏まえ、普及指導活動の対象や課題ごとの活動方針・計画等を示すものとして、計画の期間をおおむね4カ年とする普及指導基本計画（以下「基本計画」という。）、及び年度毎に定める普及指導年度計画（以下「年度計画」という。）を策定し、関係機関と課題の共有化に努めることとする。また、農業技術防除センター専門技術部は、専門技術員基本計画及び専門技術員活動計画を作成する。

（ア）基本計画の策定

基本計画は、普及指導員が普及指導活動を体系的かつ継続的に行うための指針となるよう、次の内容が盛り込まれていることを基本とし、必要に応じて中間見直しを行う。

- α 農業及び農村の現状と将来方向
- β 普及指導活動の基本方針
- γ 普及指導活動の主要課題
- δ 営農類型別農家育成の目標

（イ）普及指導年度計画等の策定

振興センターは、管内における普及指導活動を計画的かつ重点的に行うため、管内の農業・農村の現状、農政推進上の課題、農業者のニーズ等を踏まえ、普及指導活動の対象や課題ごとの活動方針・計画等を示すものとして、毎年度、普及指導計画を策定し、関係機関と課題の共有化に努めることとする。

なお、普及指導計画については、次の内容が盛り込まれることを基本とする。

- α 活動方針
 - ・農業及び農村の現状と将来方向
 - ・地域農業振興と重点項目
 - ・さが園芸 888 運動に係る活動の取組内容
 - ・所内活動体制
- β 普及指導計画
 - ・普及指導活動の基本的な考え方と推進方針
 - ・重点普及活動課題
- γ 調査研究
- δ その他（管内の農業の概要等）

また、農業技術防除センター専門技術部は、毎年度、専門技術員活動計画を作成することとし、次の内容が盛り込まれることを基本とする。

- α 専門技術員の活動方針
- β 専門技術員の活動体制
- γ 普及指導活動に対する支援（県重点プロジェクト活動計画、普及指導員の研修計画、調査研究活動、情報活動等）

（ウ）県重点プロジェクトの推進

振興センターは、近年、担い手の減少、産地の縮小、農業産出額の伸び悩みなどが続いているため、本県農業が抱える緊急的かつ早急に解決すべき県下共通の重点課題を設定し、全ての振興センターが一丸となって、以下の課題を県重点プロジェクトとし、課題解決に取り組む。

- α 「さが園芸 888 運動」実践プロジェクト（R5～R8）
- β 佐賀さいこう農業経営体育成プロジェクト（R3～R7）

（イ）普及指導活動の内部評価

振興センターは、効率的に普及活動を実施するため、活動記録を適切に保存するとともに、普及指導計画に対して普及指導実績を作成し、必要性、有効性、効率性等の観点を踏まえて評価を実施する。併せて、課題の解決状況等に係る要因分析、改善すべき点の把握、改善方策等の検討等を行い、その結果を普及指導活動等に適時的確に反映する。

また、農業技術防除センターにおいても、同様に専門技術員活動計画に対する専門技術員活動実績を作成し、評価を行う。

（ウ）普及指導活動の外部評価

普及指導活動が効果的に実施されるよう、先進的な農業者、関係機関及びマスコミ等を含めた委員による外部評価を行い、評価結果はホームページにて公表するとともに、次年度以降の普及指導計画に反映するものとする。

なお、実施に当たっては、別途、実施要領を定める。

キ 調査研究の適切な実施

調査研究等の取組を普及指導員の資質向上に有効に活用するため、調査研究の成果発表や共通課題の検討、情報交換等のための研究会活動の充実強化に努める。

なお、実施に当たっては、別途、実施要領を定める。

第3 普及指導員の配置に関する基本的事項

Ⅰ 普及指導員の配置

農業者からの技術や経営に対する高度かつ多様なニーズや地域における農業生産・流通に関す

る課題、また今後の地域農業振興の方向に沿って的確に対応していくため、普及指導員を振興センター、農業技術防除センター及び茶業試験場に配置する。

なお、普及指導員の任用資格の取得ができる配置や研修の実施等により、資格を有する者の計画的な養成・確保に努める。

また、普及指導員及び専門技術員の職務が複雑かつ困難なものであることに鑑み、普及指導手当については、自主的な資質向上の取組を助長しつつ、意欲ある優秀な人材の確保を図る観点から運用するよう努める。

2 専門技術員の配置

高度な専門性を有し、試験研究機関等との連携強化による専門技術の高度化や政策課題への対応、重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導及び普及指導員の資質向上等を担う専門技術員を農業技術防除センター専門技術部に配置する。

専門技術員は地域の振興センター等（農業技術防除センター、茶業試験場を含む）との連携や役割分担を明確にしつつ、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 普及指導員に対する指導

普及指導員に対し、普及指導計画の策定指導及び普及指導活動に必要な技術や知識、方法等について指導する。

また、高度な専門性を有する課題等については、普及指導員と連携を図りながら農業者の指導にあたる。

(2) 普及指導員の研修

普及指導員の研修を実施・支援し、研修の結果及び普及現場における研修の成果をとりまとめ、次年度の研修実施計画に反映させる。

(3) 技術対策の総括

県域の技術課題に対する対応方針の策定・調整などを行う。

第4 普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

普及指導員の資質を継続的に向上させ、長期的な視点から普及事業に必要な人材の確保と適切な配置を進めるため、「佐賀県普及指導員等人材育成計画（以下、「人材育成計画」という。）」を定め、以下の項目をその内容に含める。

・策定の趣旨

本県の状況に応じ、人材育成計画策定の趣旨、人材育成の目標及び体制、人材育成計画の位置付け、基本的な考え方等を記載する。

・目指すべき人材像

現場の実態を把握する広い視野を持ち、農業者からの高度かつ多様なニーズや地域課題に効果的に対応する高度な技術と知識により、積極的に普及指導活動を展開するために求められる普及指導員の人材像について記載する。

・求められる資質

普及指導員の経験や役職等に応じた各段階及びその専門分野ごとに向上が求められる資質について記載する。

・人材育成に向けた取組方針

求められる資質を向上させるための具体的な取組について記載する。特に、新任や経験年数の少ない普及指導員については、資質向上と早期育成のためのOJTと集合研修を組み合わせた、研修の充実強化について明記する。

・人材育成の推進体制

普及指導員の人材育成に際し、振興センター、農業経営課及び農業技術防除センターとの連携について記載する。

第5 農業振興センター等の運営

1 振興センターの運営

現地での活動を本務とする普及指導員の活動拠点、農業者等に対する情報提供及び相談業務を担う機関として、管轄地域の農業・農村の実態や今後の長期的な振興方向等を考慮し、効率的な普及指導活動が行えるよう振興センターを整備・運営する。

2 技術防除センター専門技術部の運営

専門技術員の活動拠点、振興センターの活動を支援する機関として、国や他の都道府県等とのネットワークの構築及び新たな技術等に係る情報の集約が行えるよう農業技術防除センターを運営・整備する。

第6 農業大学校における研修教育の充実強化

農業の技術力と経営力を備えた地域のリーダーとなる農業者を育成するため、青年農業者等の研修や学校教育への取組を充実する。

1 農業大学校における学生に対する研修教育

- (1) 学生の経歴等が多様化している状況を踏まえ、それぞれのニーズを把握し、農業技術及び経営の高度化に対応できる技術や経営管理能力などを習得させるための教育、先進的な農業者等への研修及び模擬経営等を実施し、幅広い視野や豊かな心を養い、次世代を担う若い農業者として育成する。
- (2) 先進的な農業者の協力や民間企業及び外部専門家等の活用を積極的に行いながら研修内容の充実を図る。
- (3) 農業を担うべき者の育成機関として機能を十分発揮できるよう、指導職員の指導力向上のための研修等を実施する。

(4) 農業大学校の研修教育の取組については別に定める。

2 就農支援の強化

就農者確保のため、振興センターや農業高校等の関係機関と連携し、学生に対し入学当初から就農相談や情報提供等を通じた意識付けを図るとともに、卒業後の就農定着のためのフォローアップを実施する。

特に、農業法人等への雇用就農については、情報の収集と学生への情報提供等によるマッチングを行うなど就農に向けた支援を行う。

3 新規就農者及び青年農業者等に対する研修の実施

- (1) 次世代を担う青年農業者や農業青年クラブ等による地域課題解決への取組又は技術の改善経営強化のためのプロジェクト研究やクラブの組織運営等に対する支援を通じ、自主的な組織活動の活性化を推進する。
- (2) 新規就農者や資質向上に意欲的な農業者等に対しては、ICT技術の農業への活用を含め、発展段階に応じた技術・経営研修を行う。
- (3) 新たに就農を志向する者が就農準備のための技術・経営を学ぶ研修を行う。
- (4) 就農希望者、新規就農者、農業者等に対する研修が、より効果的で体系的に行われるよう、先進的な農業者の協力や民間企業及び外部専門家等を積極的に活用しながら研修の充実を図る。

4 農業高校等との連携

将来の進路決定時期にあたる高校生等に対しては、農業高校との連携を図り、先進的な農業者や農業法人等への視察、意見交換の場の設定及び農業青年クラブリーダーとの交流会の開催など、学校農業クラブ活動への支援等を通じ、卒業後の就農促進に向けた意欲喚起を図る。

5 研修教育の評価

農業大学校において、効率的かつ効果的な研修教育が行われるよう、先進的な農業者等による外部評価を行い、その結果は翌年以降の教育計画に反映し、研修教育の内容等の改善を行う。

なお、実施にあたっては、別途、要領等を定める。

第7 その他協同農業普及事業の運営に関する事項

1 行政施策の活用

効率的かつ効果的な普及事業を展開するため、普及指導活動の主体性を確保しつつ、課題解決の手段として、農業改良資金、就農支援資金等の制度資金や各種補助事業等を、基本計画及び年

度計画に位置付け、積極的に活用する。

2 農業改良普及推進協議会

関係機関や代表農家等で組織する農業改良普及推進協議会を設置し、普及指導活動に対するニーズを十分把握するとともに、普及指導計画の策定や活動成果の評価、関係機関の連携や役割分担等、普及指導活動の推進に関する事項について協議・調整を行う。

3 農業に関する教育への協力

県民の農業に対する理解の増進及び将来における農業の担い手の確保に資するよう、農業体験学習等の取組を推進する教育機関、市町及び農業協同組合等が行う農業に関する教育に対し、情報提供や相談活動等の協力・支援を行う。